

## 鳥取県告示第816号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 名称

古長地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡琴浦町大字古長字上屋敷287	1号
東伯郡琴浦町大字古長字坂ノ谷514	2号
東伯郡琴浦町大字古長字坂ノ谷524	3号
東伯郡琴浦町大字古長字オガモ谷528	4号
東伯郡琴浦町大字古長字オガミ谷534	5号
東伯郡琴浦町大字古長字オガミ谷544	6号
東伯郡琴浦町大字古長字中河原615-1	7号
東伯郡琴浦町大字古長字下前田184-5地先道路敷	8号
東伯郡琴浦町大字古長字家ノ上186-1	9号
東伯郡琴浦町大字古長字仲田191-5	10号
東伯郡琴浦町大字古長字仲田193-4	11号
東伯郡琴浦町大字古長字上屋敷311地先水路敷	12号
東伯郡琴浦町大字古長字上屋敷303	13号